

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

受付印		令和 年 月 日		※ 処理事項 通信印有印	発信年月日 確認	整理番号	事務所区分	管 理 番 号	申告区分	
						法 人 番 号	申告年月日 年 月 日			
						殿				
所在 地 (本店が支店等の場合は本店所在地と併記)		(電話)				事 業 種 目				
(ふりがな)						前期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円 ( )		
(ふりがな)						前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額				
代表者 氏名		(ふりがな) 経理責任者 氏名				前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額				
令和 □ 年 □ 月 □ 日から令和 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書 * □ □ □										
事 業 税					道 府 県 民 税					
前 事 業 年 度 の 事 業 税 額 (⑬の金額) ⑧					道 府 県 民 税 前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑯の金額) ①					
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 揭 げ る 事 業					兆 十億 百万 千 円 0 0					
所 得 割 額 (⑭× 6 前事業年度の月数) ⑨					0 0					
付 加 価 値 割 額 (⑮× 6 前事業年度の月数) ⑩					0 0					
資 本 割 額 (⑯× 6 前事業年度の月数) ⑪					0 0					
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 揭 げ る 事 業										
収 入 割 額 (⑰× 6 前事業年度の月数) ⑫					兆 十億 百万 千 円 0 0					
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 揭 げ る 事 業										
所 得 割 額 (⑱× 6 前事業年度の月数) ⑬					兆 十億 百万 千 円 0 0					
付 加 価 値 割 額 (⑲× 6 前事業年度の月数) ⑭					0 0					
資 本 割 額 (⑳× 6 前事業年度の月数) ⑮					0 0					
収 入 割 額 (㉑× 6 前事業年度の月数) ⑯					0 0					
法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 揭 げ る 事 業										
付 加 価 値 割 額 (㉒× 6 前事業年度の月数) ⑰					兆 十億 百万 千 円 0 0					
資 本 割 額 (㉓× 6 前事業年度の月数) ⑱					0 0					
収 入 割 額 (㉔× 6 前事業年度の月数) ⑲					0 0					
特別 業 法 人 税	前事業年度の特別法人事業税額 (㉔の金額) ㉐					0 0				
	特別法人事業税額 (㉔× 6 前事業年度の月数) ㉑					0 0				
予 定 申 告 税 額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉐+㉑)					兆 十億 百万 千 円 0 0					
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 ㉓					0 0					
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒-㉓					0 0					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉕										
					道 府 県 民 税 予 定 申 告 税 額 (①+②+③) 兆 十億 百万 千 円 0 0					
					均 算 定 期 間 中 に お い て 事 務 所 等 を 有 し て い た 月 数 円 × ⑤ / 12 ⑥					
					この申告により納付すべき道府県民税額 (④+⑥) ⑦					
					この申告の期間					
					前事業年度又は前連結事業年度の期間					
					通算親法人の事業年度の期間					
備 考										
関与税理士 署 名					(電話)					

		事業年度		・		法人名							
前事業年度の事業税額の明細													
摘要		課 税 標 準		税率 (100)	税 額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業													
所得割	所得金額総額 ③⑦	兆	十億	百万	千	円							
	所得金額 ③⑧						兆	十億	百万				
付加価値割	付加価値額総額 ③⑨						兆	十億	百万				
	付加価値額 ③⑩						千	十億	百万				
資本割	資本金等の額総額 ③⑪						兆	十億	百万				
	資本金等の額 ③⑫						千	十億	百万				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割	収入金額総額 ③⑬	兆	十億	百万	千	円							
	収入金額 ③⑭						兆	十億	百万				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割	所得金額総額 ③⑮	兆	十億	百万	千	円							
	所得金額 ③⑯						兆	十億	百万				
付加価値割	付加価値額総額 ③⑰						兆	十億	百万				
	付加価値額 ③⑱						千	十億	百万				
資本割	資本金等の額総額 ③⑲						兆	十億	百万				
	資本金等の額 ③⑳						千	十億	百万				
収入割	収入金額総額 ③㉑						兆	十億	百万				
	収入金額 ③㉒						千	十億	百万				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
付加価値割	付加価値額総額 ③㉓	兆	十億	百万	千	円							
	付加価値額 ③㉔						兆	十億	百万				
資本割	資本金等の額総額 ③㉕						兆	十億	百万				
	資本金等の額 ③㉖						千	十億	百万				
収入割	収入金額総額 ③㉗						兆	十億	百万				
	収入金額 ③㉘						千	十億	百万				
合計事業税額 ③㉙+③㉚+③㉛+③㉜+③㉝+③㉞+③㉟+③㉟+③㉙+③㉛+③㉝+③㉞+③㉟													
事業税の特定寄附金税額控除額 ③㉙													
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ③㉚													
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ③㉛													
納付すべき事業税額 ③㉙-③㉙-③㉚-③㉛ ③㉟													
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
所得割	所得割 ③㉛	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ③㉜	兆	十億				
									百万				
資本割	資本割 ③㉜						収入割 ③㉝						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割	所得割 ③㉟	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ③㉟	兆	十億				
									百万				
資本割	資本割 ③㉟						収入割 ③㉟						
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
資本割	資本割 ③㉟	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ③㉟	兆	十億				
									百万				
							収入割 ③㉟						
③㉟の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業												
	所得割 ③㉛	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ③㉜	兆	十億				
									百万				
	資本割 ③㉜						収入割 ③㉝						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割	所得割 ③㉟	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ③㉟	兆	十億				
									百万				
資本割	資本割 ③㉟						収入割 ③㉟						
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
資本割	資本割 ③㉟	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ③㉟	兆	十億				
									百万				
							収入割 ③㉟						